

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年10月17日
【発行者名】	株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメント
【代表者の役職氏名】	代表取締役 岡野 大
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号 東京虎ノ門グローバルスクエア
【事務連絡者氏名】	北野 記実
【電話番号】	03-6810-7856
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	グローバル株式インデックス・ポートフォリオ（ ）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	当初自己設定額 1億円を上限とします。 継続申込額 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年12月28日付で関東財務局長に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について半期報告書の提出に伴う関係情報の更新等を行うため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出いたします。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示します。

原届出書の下記の記載事項につきましては原届出書の更新後の内容を記載します。

「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 3投資リスク」の参考情報

「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況」

「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況」

「第三部委託会社等の情報 第1委託会社等の概況 3委託会社等の経理状況」

第一部 【証券情報】

（１） 【ファンドの名称】

<訂正前>

グローバル株式インデックス・ポートフォリオ（M）（以下、「当ファンド」といいます。）

<訂正後>

グローバル株式インデックス・ポートフォリオ（M）（以下、「当ファンド」または「Maroonファンド」という場合があります。）

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(略)

<投資対象の投資信託受益証券候補一覧>

資産	銘柄	主要投資対象	ベンチマーク	総経費率 (年率)
株式	MAXIS全世界株式(オール・カントリー)上場投信	世界の先進国・新興国株式	MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス(円換算ベース)	0.078%以内 (税抜) 有価証券の貸付の指図を行った場合に発生する品賃料は除く。
株式	バンガード・トータル・ストック・マーケット ETF	米国株式	CRSP US Total Market Index	0.03%
株式	バンガードFTSE先進国市場(除く米国)ETF	先進国株式(除く米国)	FTSE Developed All Cap ex US Index	0.05%
株式	バンガードFTSEエマージング・マーケット ETF	新興国株式	FTSE Emerging Markets All Cap China A Inclusion Index	0.08%
株式	iシェアーズ MSCI ACWI ETF	世界の先進国・新興国株式	MSCI ACWI Index	0.32%

上記は、2022年10月末現在における投資対象とする投資信託受益証券であり、同時点のデータを基に作成しています。

投資対象とする投資信託受益証券は、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(略)

<投資対象の投資信託受益証券候補一覧>

資産	銘柄	主要投資対象	ベンチマーク	総経費率 (年率)
株式	MAXIS全世界株式(オール・カントリー)上場投信	世界の先進国・新興国株式	MSCI オール・カントリー・ワールド・インデックス(円換算ベース)	0.078%以内 (税抜) 有価証券の貸付の指図を行った場合に発生する品賃料は除く。
株式	バンガード・トータル・ストック・マーケット ETF	米国株式	CRSP US Total Market Index	0.03%

株式	バンガードFTSE先進国市場 (除く米国) ETF	先進国株式 (除く米国)	FTSE Developed All Cap ex US Index	0.05%
株式	バンガードFTSEエマージン グ・マーケット ETF	新興国株式	FTSE Emerging Markets All Cap China A Inclusion Index	0.08%
株式	iシェアーズ MSCI ACWI ETF	世界の先進国・ 新興国株式	MSCI ACWI Index	0.32%

上記は、2023年7月末現在における投資対象とする投資信託受益証券であり、同時点のデータを基に作成しています。

投資対象とする投資信託受益証券は、今後変更となる場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

< 訂正前 >

2023年1月18日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始(予定)

< 訂正後 >

2023年1月18日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

(略)

委託会社の概況

(イ) 資本金の額

860百万円(2022年10月末現在)

(ロ) 委託会社の沿革

2019年7月4日 会社設立

2019年11月22日 資本金20百万円から61百万円に増資

2020年5月29日 資本金61百万円から220百万円に増資

2020年6月26日 金融商品取引業者登録(関東財務局長(金商)第3201号)

2021年4月30日 資本金220百万円から430百万円に増資

2021年6月25日 資本金430百万円から540百万円に増資

2021年11月26日 資本金540百万円から100百万円に減資

2022年3月31日 資本金100百万円から860百万円に増資

(ハ) 大株主の状況(2022年10月末現在)

株主名称	住所	所有株数	比率
岡野 大	東京都世田谷区	1,250,000株	23.6%
山口 雅史	東京都品川区	900,000株	17.0%

< 訂正後 >

(略)

委託会社の概況

(イ) 資本金の額

100百万円(2023年7月末現在)

（ロ）委託会社の沿革

2019年7月4日	会社設立
2019年11月22日	資本金20百万円から61百万円に増資
2020年5月29日	資本金61百万円から220百万円に増資
2020年6月26日	金融商品取引業者登録（関東財務局長（金商）第3201号）
2021年4月30日	資本金220百万円から430百万円に増資
2021年6月25日	資本金430百万円から540百万円に増資
2021年11月26日	資本金540百万円から100百万円に減資
2022年3月31日	資本金100百万円から860百万円に増資
2022年11月29日	資本金860百万円から100百万円に減資

（ハ）大株主の状況（2023年7月末現在）

株主名称	住所	所有株数	比率
岡野 大	東京都世田谷区	1,250,000株	23.6%
山口 雅史	東京都品川区	900,000株	17.0%

2 【投資方針】**（3）【運用体制】**

< 訂正前 >

（略）

上記の体制は、2022年10月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

< 訂正後 >

（略）

上記の体制は、2023年7月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

3 【投資リスク】

< 訂正前 >

（略）

（2）投資リスクに対する管理体制

（略）

上記の体制は、2022年10月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

< 訂正後 >

（略）

（2）投資リスクに対する管理体制

（略）

上記の体制は、2023年7月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

< 更新後 >

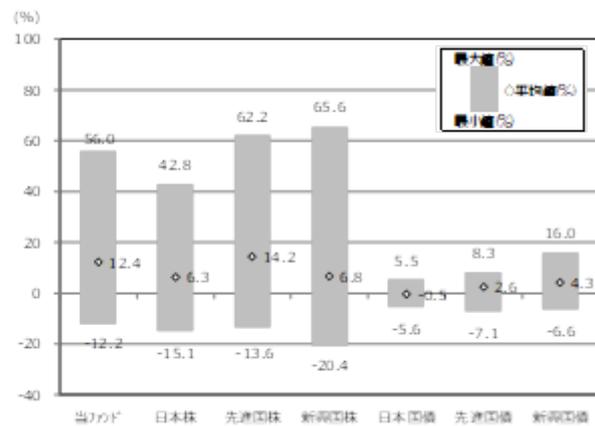
参考情報

< 当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 >
(2018年8月～2023年7月)



- 当ファンドは設定日が2023年1月18日のため、分配金再投資基準価額は2023年1月末から2023年7月末のデータを表示しています。一方、年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率の表示であるため、ファンドの年間騰落率に代えてベンチマーク（MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス（配当込み、円換算ベース））の年間騰落率を表示しています。
- 分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

< 当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較 >
(2018年8月～2023年7月)



当ファンドと代表的な資産クラスの過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値について、定量的に比較できるように作成したものです。

ただし、当ファンドは設定日が2023年1月18日のため、ファンドの騰落率に代えてベンチマーク（MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス（配当込み、円換算ベース））の騰落率を表示しています。

代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円ベースの指数を採用しています。

代表的な資産クラスを表す指数については、「代表的な資産クラスを表す指数の詳細」にてご確認ください。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、当ファンドの運用実績ではありません。

4 【手数料等及び税金】

(5) 【課税上の取扱い】

< 訂正前 >

(略)

上記は、2022年10月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

(略)

< 訂正後 >

(略)

当ファンドは、令和6年1月1日以降の少額投資非課税制度（NISA）の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」および「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

NISA、ジュニアNISAおよびつみたてNISAご利用の場合、令和6年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、令和6年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（略）

上記は、2023年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

（略）

5 【運用状況】

< 更新後 >

（1）【投資状況】

（2023年7末日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	68,541,000	99.84
内 日本	68,541,000	99.84
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	109,733	0.16
純資産総額	68,650,733	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書の時価及び比率は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（2023年7末日現在）

	銘柄名	国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	投資 比率
1	MAXIS全世界株式 (オール・カントリー)上場投信	日本	投資信託 受益証券	4,154	14,026.1398 58,264,585	16,500.0000 68,541,000	99.84%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別投資比率

（2023年7末日現在）

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.84
合計（対純資産総額比）	99.84

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2023年7月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2023年1月18日)	50,000,000	-	1.0000	-
2023年1月末日	49,804,594	-	0.9961	-
2月末日	51,155,910	-	1.0231	-
3月末日	51,231,730	-	1.0164	-
4月末日	53,949,914	-	1.0486	-
5月末日	57,374,449	-	1.0840	-
6月末日	64,463,269	-	1.1760	-
7月末日	68,650,733	-	1.2016	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
2023年1月18日～ 2023年7月17日	-

【収益率の推移】

	収益率(%)
2023年1月18日～ 2023年7月17日	15.9

(注) 収益率は各計算期間における騰落率です。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
2023年1月18日～ 2023年7月17日	57,655,741	307,567	57,348,174

(注) 第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

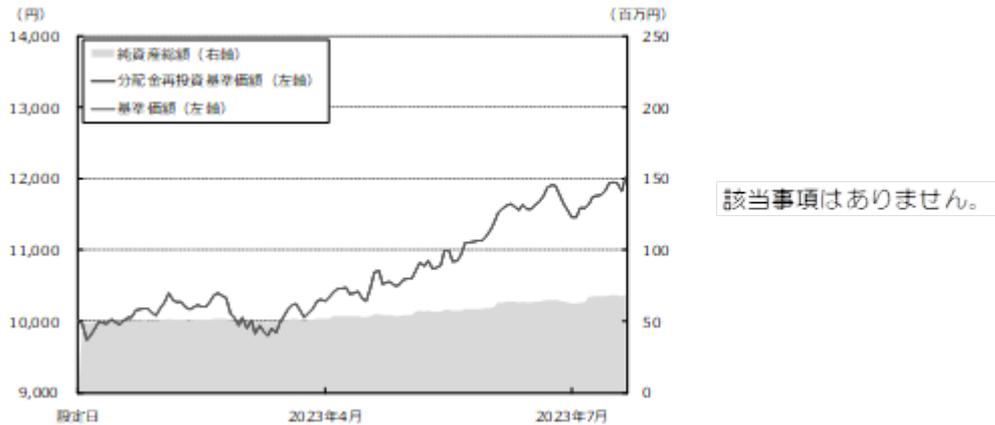
参考情報

3 . 運用実績

基準日：2023年7月31日

基準価額・純資産総額の推移

分配の推移(税引前)



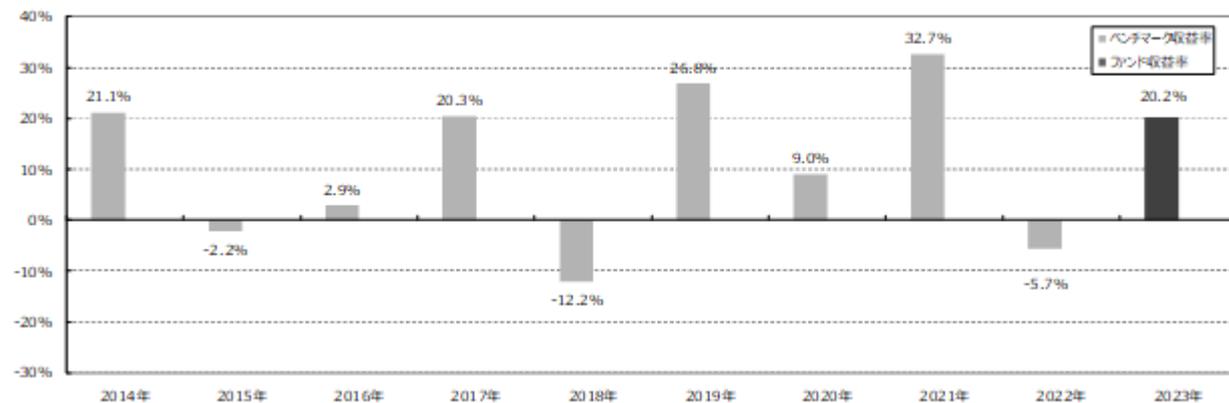
基準価額および分配金再投資基準価額は、信託報酬除後の1万口当たりの価額です。
分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものとみなして計算しています。

主要な資産の状況

資産別構成		組入れ銘柄			
資産の種類	投資比率(%)	銘柄名	種類	国/地域	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.8	1 MAXIS全世界株式（オール・カントリー）上場投信	投資信託受益証券	日本	99.8
短期金融資産等	0.2				

投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する比率です。
表示桁未満の数値は四捨五入しています。

年間収益率の推移（暦年ベース）



2022年以前はベンチマーク（MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス（配当込み、円換算ベース））の年間収益率を表示しています。

2023年は設定日から基準日までの収益率を表示しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
上記は過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、当ファンドの運用実績ではありません。

第3 【ファンドの経理状況】

<更新後>

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（2023年1月18日から2023年7月17日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

グローバル株式インデックス・ポートフォリオ（M）

(1) 【中間貸借対照表】

区 分	第1期中間計算期間末 2023年7月17日現在
	金 額（円）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	3,016,456
コール・ローン	306,005
投資信託受益証券	65,549,200
未収配当金	564,324
流動資産合計	69,435,985
資産合計	69,435,985
負債の部	
流動負債	
未払金	2,830,302
未払解約金	80,613
未払受託者報酬	5,891
未払委託者報酬	51,048
流動負債合計	2,967,854
負債合計	2,967,854
純資産の部	
元本等	
元本	57,348,174
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	9,119,957
（分配準備積立金）	-
元本等合計	66,468,131
純資産合計	66,468,131
負債純資産合計	69,435,985

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

区 分	第1期中間計算期間 自 2023年1月18日 至 2023年7月17日
	金 額（円）
営業収益	
受取配当金	564,324
有価証券売買等損益	7,833,330

営業収益合計	8,397,654
営業費用	
支払利息	320
受託者報酬	5,891
委託者報酬	51,048
その他費用	7,700
営業費用合計	64,959
営業利益又は営業損失（ ）	8,332,695
経常利益又は経常損失（ ）	8,332,695
中間純利益又は中間純損失（ ）	8,332,695
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	27,917
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	816,174
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	816,174
剰余金減少額又は欠損金増加額	995
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	995
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	9,119,957

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	第1期中間計算期間	
	自	至
	2023年1月18日	2023年7月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ちの売買が行われる日において、当該金額を計上しております。	

（中間貸借対照表に関する注記）

区 分	第1期中間計算期間末	
	2023年7月17日現在	
1. 期首元本額	50,000,000円	
期中追加設定元本額	7,655,741円	
期中一部解約元本額	307,567円	
2. 受益権の総数	57,348,174口	

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期中間計算期間

自 2023年1月18日 至 2023年7月17日

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第1期中間計算期間末 2023年7月17日現在
1. 中間貸借対照表計上額と時価との差額	中間貸借対照表上の金融商品は全て時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引に関する注記)

第1期中間計算期間末

2023年7月17日現在

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第1期中間計算期間末 2023年7月17日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1590円 (11,590円)

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2023年7月末日現在)

資産総額	68,671,657円
負債総額	20,924円
純資産総額(-)	68,650,733円
発行済数量	57,133,839口
1口当たり純資産額(/)	1.2016円

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

(1) 資本金の額等（2022年10月末現在）

資本金の額	860百万円
発行する株式の総数	7,500,000株
発行済株式総数	5,295,702株

< 過去5年間における資本金の額の増減 >

2019年11月22日	資本金20百万円から61百万円に増資
2020年5月29日	資本金61百万円から220百万円に増資
2021年4月30日	資本金220百万円から430百万円に増資
2021年6月25日	資本金430百万円から540百万円に増資
2021年11月26日	資本金540百万円から100百万円に減資
2022年3月31日	資本金100百万円から860百万円に増資

(2) 委託会社の機構

(略)

上記の意思決定機構は、2022年10月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

< 訂正後 >

(1) 資本金の額等（2023年7月末現在）

資本金の額	100百万円
発行する株式の総数	7,500,000株
発行済株式総数	5,295,702株

< 過去5年間における資本金の額の増減 >

2019年11月22日	資本金20百万円から61百万円に増資
2020年5月29日	資本金61百万円から220百万円に増資
2021年4月30日	資本金220百万円から430百万円に増資
2021年6月25日	資本金430百万円から540百万円に増資
2021年11月26日	資本金540百万円から100百万円に減資
2022年3月31日	資本金100百万円から860百万円に増資
2022年11月29日	資本金860百万円から100百万円に減資

(2) 委託会社の機構

(略)

上記の意思決定機構は、2023年7月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

（略）

2022年10月末現在における、委託会社の運用する証券投資信託は追加型株式投資信託3本、合計純資産総額は2,637百万円です。

< 訂正後 >

（略）

2023年7月末現在における、委託会社の運用する証券投資信託は追加型株式投資信託4本、合計純資産総額は3,125百万円です。

3 【委託会社等の経理状況】

< 更新後 >

1. 委託会社である株式会社sustenキャピタル・マネジメント（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	注記番号	前事業年度	当事業年度
		（2021年12月31日）	（2022年12月31日）
資産の部			
流動資産			
現金・預金		345,930	1,058,082
顧客分別金信託		50,000	80,000
前払費用		14,324	16,055
未収運用受託報酬		413	7
未収消費税等		30,204	56,226
その他流動資産		115	137
流動資産合計		440,987	1,210,509
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	1	23,864	20,717
器具備品	1	16,654	14,653
有形固定資産合計		40,518	35,370
無形固定資産			
ソフトウェア		323	154
無形固定資産合計		323	154
投資その他の資産			

長期差入保証金	32,736	31,352
長期前払費用	3,033	1,833
投資その他の資産合計	35,769	33,186
固定資産合計	76,611	68,710
繰延資産		
創立費	120	72
株式交付費	2,424	5,794
繰延資産合計	2,545	5,867
資産合計	520,144	1,285,087

(単位：千円)

注記番号	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	25,899	15,175
未払金	166	573
未払費用	42,827	81,802
未払法人税等	-	950
流動負債合計	68,893	98,501
負債合計	68,893	98,501
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	465,847	1,223,964
その他資本剰余金	440,000	1,200,000
資本剰余金合計	905,847	2,423,964
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	555,116	1,337,899
利益剰余金合計	555,116	1,337,899
株主資本合計	450,731	1,186,065
新株予約権	520	520
純資産合計	451,251	1,186,585
負債・純資産合計	520,144	1,285,087

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)	当事業年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)
営業収益		
運用受託報酬	5,823	1,520

その他営業収益	178	577
営業収益合計	6,001	2,097
営業費用		
広告宣伝費	177,836	363,701
調査費		
調査費	1,224	1,225
情報機器関連費	5,031	5,582
その他の調査費	582	807
調査費合計	6,837	7,614
営業雑経費		
通信費	780	1,056
印刷費	38	42
協会費	1,816	2,292
諸会費	482	200
その他	5,661	6,003
営業雑経費合計	8,780	9,595
営業費用合計	193,455	380,911
一般管理費		
給料		
役員報酬	24,000	32,200
給料・手当	86,170	126,295
賞与	-	8,500
法定福利費	15,147	25,670
その他の福利厚生費	489	85
給料合計	125,807	192,751
交際費	-	748
旅費交通費	5	43
会議費	-	108
租税公課	1,998	970

	前事業年度 (自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)
不動産関係費		
不動産賃借料	23,197	36,494
その他の不動産関係費	1,938	1,925
不動産関係費合計	25,135	38,419
固定資産減価償却費	5,818	11,070
諸経費		
業務委託費	72,391	133,382
消耗品費	3,249	386
器具備品費	2,584	656
システム利用料	7,163	21,676
その他	6,841	6,885
諸経費合計	92,230	162,987
一般管理費合計	250,995	407,100

営業損失()	438,450	785,914
営業外収益		
受取利息	2	8
有価証券売却益	2,002	-
補助金収入	7,000	7,000
雑益	76	36
営業外収益合計	9,081	7,044
営業外費用		
創立費償却	48	48
株式交付費償却	808	2,830
解約違約金	2,239	63
雑損	66	20
営業外費用合計	3,163	2,963
経常損失()	432,532	781,833
税引前当期純損失()	432,532	781,833
法人税、住民税及び事業税	950	950
法人税等合計	950	950
当期純損失()	433,482	782,783

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)

(単位:千円)

	株主資本							新株 予約 権	純 資 産 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本剰 余金	資本 剰 余金合 計	その他利益 剰余金	利益剰余 金合計			
当期首残高	220,000	185,649	-	185,649	121,635	121,635	284,014	520	284,534
当期変動額									
新株の発行	320,000	280,198	-	280,198	-	-	600,198	-	600,198
減資()	440,000	-	440,000	440,000	-	-	-	-	-
当期純損失 ()	-	-	-	-	433,482	433,482	433,482	-	433,482
当期変動額合計	120,000	280,198	440,000	720,198	433,482	433,482	166,717	-	166,717
当期末残高	100,000	465,847	440,000	905,847	555,116	555,116	450,731	520	451,251

当事業年度(自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)

(単位:千円)

	株主資本							新株 予約 権	純 資 産 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本剰 余金	資本 剰 余金合 計	その他利益 剰余金	利益剰余 金合計			
当期首残高	100,000	465,847	440,000	905,847	555,116	555,116	450,731	520	451,251
当期変動額									
新株の発行	760,000	758,117	-	758,117	-	-	1,518,117	-	1,518,117
減資()	760,000	-	760,000	760,000	-	-	-	-	-
当期純損失 ()	-	-	-	-	782,783	782,783	782,783	-	782,783
当期変動額合計	-	758,117	760,000	1,518,117	782,783	782,783	735,334	-	735,334
当期末残高	100,000	1,223,964	1,200,000	2,423,964	1,337,899	1,337,899	1,186,065	520	1,186,585

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 定率法（ただし建物附属設備に関しては定額法）によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|--------|-------|
| 建物附属設備 | 8年 |
| 器具・備品 | 3～15年 |
- (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法によっております。
- (3) 長期前払費用 均等償却によっております。なお、主な償却期間は5年であります。

2. 繰延資産の処理方法

- (1) 創立費 5年間の均等償却によっております。
- (2) 株式交付費 3年間の均等償却によっております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

運用受託報酬

運用受託報酬は、顧客との間で締結された投資一任契約に基づき過去の運用成果の最高値を上回る超過運用益の達成等により履行義務を充足し、当該報酬を受領する権利が確定した時点で超過運用益に対する一定割合として収益を認識しております。確定した報酬は、履行義務を充足した時点から短期間で受領しております。

（会計方針の変更）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、当該変更が財務諸表に与える影響はありません。

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当該変更が財務諸表に与える影響はありません。

（貸借対照表関係）

有形固定資産の減価償却累計額

（単位：千円）

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
有形固定資産	6,268	15,785

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,500,000	-	-	2,500,000
S種優先株式（株）	373,563	-	-	373,563
A種優先株式（株）	718,500	-	-	718,500
B種優先株式（株）	-	633,789	-	633,789
合計（株）	3,592,063	633,789	-	4,225,852

（変動事由の概要）B種優先株式の発行による増資 633,789株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	520
合計	-	-	-	-	-	520

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,500,000	-	-	2,500,000
S種優先株式（株）	373,563	-	-	373,563
A種優先株式（株）	718,500	-	-	718,500
B種優先株式（株）	633,789	-	-	633,789
C種優先株式（株）	-	1,069,850	-	1,069,850
合計（株）	4,225,852	1,069,850	-	5,295,702

（変動事由の概要）C種優先株式の発行による増資 1,069,850株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	520
合計	-	-	-	-	-	520

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っております。余資運用については、安全性の高い金融商品及び自社が運用する証券投資信託に限定しております。また、顧客からの預り金に関しては法令等に基づき顧客分別金信託として信託銀行に預託しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社の保有する現金・預金及び顧客分別金信託はいずれも信用度の高い金融機関に預入/預託しており、預入先の信用リスクに晒されております。また未払費用は、主に営業費用における広告宣伝費の未払額であります。これらはそのほとんどが1年以内の支払期日であるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

当社は、社内規程に基づき、リスク管理本部が市場価格の変動リスク及び為替変動リスクの管理を毎日行っております。

信用リスクの管理

当社は、社内規程に基づき取引先の選定を行い、担当部署が定期的取引先の財務状況等を把握することに努め、その信用リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

前事業年度（2021年12月31日）

（単位：千円）			
	貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
（1）現金・預金	345,930	345,930	-
（2）顧客分別金信託	50,000	50,000	-
（3）未収消費税	30,204	30,204	-
資産合計	426,134	426,134	-
負債			
（1）未払費用	42,827	42,827	-
負債合計	42,827	42,827	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

（1）現金・預金、（2）顧客分別金信託及び（3）未収消費税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

負債

（1）未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	345,930	-	-	-
顧客分別金信託	50,000	-	-	-
未収消費税	30,204	-	-	-
合計	426,134	-	-	-

当事業年度（2022年12月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につき、以下の金融商品については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金

顧客分別金信託

未払費用

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,058,082	-	-	-
顧客分別金信託	80,000	-	-	-
合計	1,138,082	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	天笠 勝 (注1)
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式 520,000 株
付与日	2019年10月21日
権利確定条件	(注2)
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年10月25日 至 2029年10月20日

(注1) 本新株予約権は、天笠勝氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点で受益者として指定された者に交付されます。

(注2)

本新株予約権者は、権利行使時においても、当社又はその子会社若しくは関連会社の取締役、執行役、監査役若しくは従業員又は外部協力者のいずれかの地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が行使を認める正当な理由がある場合はこの限りではありません。

当社の株式につき、金融商品取引所への上場がなされ、または買収が決定されるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできません。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	520,000
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	520,000
権利確定後(株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格	20 円
行使時平均株価	-
付与日における公正な評価単価	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、本源的価値の見積りによっております。なお、本源的価値を算出する基礎となった自社の株式の評価方法は、簿価純資産方式等により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算出を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

- 千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値
の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注1)	188,118	457,564
減価償却超過額	171	583
資産除去債務	199	678
繰延消費税	318	49
繰延税金資産小計	188,807	458,875
将来性引当額		
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	188,118	457,564
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	688	1,310
将来性引当額小計	188,807	458,875
繰延税金資産合計	-	-

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	188,118	188,118
評価性引当額	-	-	-	-	-	188,118	188,118
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

当事業年度(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	457,564	457,564
評価性引当額	-	-	-	-	-	457,564	457,564
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度

当事業年度

(2021年12月31日)

(2022年12月31日)

法定実効税率	-	-
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	税引前当期純損失であるため注記を省略しております。	税引前当期純損失であるため注記を省略しております。
住民税均等割		
評価性引当額の増減		
その他		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	-

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

損益計算書に記載のとおりです。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針3.収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社の事業セグメントは、投資一任サービス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度(自2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事 者との関 係	取引内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高
主要株主 (法人)	TUSIC キャピタル1号 投資事業組合	東京都 新宿区	10,000	投資運用	被保有 直接 17.00%	株式の被 所有	第三者割 当増資(注 1)	258,117		
主要株主 (法人)	株式会社マ ネーフォ ワード	東京都 港区	26,316	情報・ 通信	被保有 直接 16.63%	株式の被 所有	第三者割 当増資(注 2)	649,999		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)2022年3月22日開催の株主総会において決議された第三者割当増資により、一株につき1,419円で当社株式181,901株を引受けたものです。

(注2)2022年3月22日開催の株主総会において決議された第三者割当増資により、一株につき1,419円で当社株式458,069株を引受けたものです。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額(円)	0.00	0.00
1株当たり当期純損失() (円)	108.73	155.47

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)
当期純損失() (千円)	433,482	782,783
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る 当期純損失() (千円)	433,482	782,783
普通株式の期中平均株式数(株)	3,986,785	5,034,834
うち普通株式	2,500,000	2,500,000
うち S 種優先株式	373,563	373,563
うち A 種優先株式	718,500	718,500
うち B 種優先株式	394,722	633,789
うち C 種優先株式	-	808,982
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	新株予約権 (普通株式 520,000 株)	新株予約権 (普通株式 520,000 株)

(注3) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2021 年 12 月 31 日)	当事業年度 (2022 年 12 月 31 日)
純資産の部の合計額(千円)	451,251	1,186,585
純資産の部から控除する金額(千円)	451,251	1,186,585
うち S 種優先株式	-	-
うち A 種優先株式	-	-
うち B 種優先株式	450,731	-
うち C 種優先株式	-	1,186,065
うち新株予約権	520	520
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	-	-
1株当たりの純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式数(株)	2,500,000	2,500,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

< 訂正前 >

(1) 受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
みずほ信託銀行 株式会社	247,369百万円 (2022年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社日本カ ストディ銀行	51,000百万円 (2022年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(略)

< 訂正後 >

(1) 受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
みずほ信託銀行 株式会社	247,369百万円 (2023年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社日本カ ストディ銀行	51,000百万円 (2023年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(略)

独立監査人の監査報告書

2023年3月24日

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

稲葉宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社sustenキャピタル・マネジメントの2022年1月1日から2022年12月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社sustenキャピタル・マネジメントの2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基

準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年9月21日

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

稲葉宏和

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル株式インデックス・ポートフォリオ（ ）の2023年1月18日から2023年7月17日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グローバル株式インデックス・ポートフォリオ（ ）の2023年7月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年1月18日から2023年7月17日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、株式会社sustenキャピタル・マネジメント及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものであるが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

株式会社sustenキャピタル・マネジメント及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。